

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて

## 衆議院議員総選挙執行に係る予算の措置

### ① 事業名

衆議院議員総選挙執行事業

### ② 補正予算の理由・内容

令和8年1月23日に衆議院が解散予定であり、それに伴い、1月27日に公示され、2月8日に「第51回衆議院議員総選挙」が執行される見込みです。

つきましては、当該選挙の執行のために必要な経費を措置するものです。

※この補正予算は、令和8年1月19日に専決処分したものです。

### ③ 補正予算の積算

科目等	内容	補正予算額
人件費	時間外勤務手当 委員費用弁償	29,385千円
消耗品費	ポスター掲示板（8区画） 交付機部品 等	5,361千円
修繕料	投票用紙枚数計数機及び 投票用紙自動交付機点検	977千円
郵便料	入場整理券 転出者お知らせハガキ 等	4,455千円
委託料	入場整理券印刷 等	3,420千円
工事請負費	ポスター掲示場設置・撤去 等	6,506千円
その他	選挙機器借上 等	8,427千円
合 計		58,531千円

### ④ 補正予算額 58,531千円

〔財源内訳〕 県：58,531千円 衆議院議員総選挙費委託金



## 第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

【物価高騰対策】

## 加須市の物価高騰対策

### 1 物価高騰への対応

令和7年11月21日に「『強い経済』を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（以下「総合経済対策」という。）が閣議決定され、その裏付けとなる国の補正予算が令和7年12月16日に成立しました。

国の補正予算では、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」（以下「重点支援地方交付金」という。）をはじめとする様々な物価高騰対策に係る経費が措置されました。

また、国の動向を踏まえ、県においても、物価高騰対策に係る経費を含む補正予算が令和7年12月19日に成立しました。

これを受け、本市では、令和7年第3回加須市議会臨時会（令和7年12月25日）において、重点支援地方交付金等を活用した物価高騰対策に係る経費等を措置したところですが、更なる物価高騰対策として、国及び県の補助事業を活用するとともに、重点支援地方交付金を活用した市独自の対策を追加することで、継続的に物価高騰対策に取り組みます。

#### ○物価高騰対策に係る予算措置等の経過（総合経済対策から加須市の物価高騰対策まで）

時期	区分	内容
令和7年11月21日	国	総合経済対策の閣議決定
令和7年11月28日	国	補正予算案の閣議決定
令和7年12月16日	国	補正予算の成立
	国→市	重点支援地方交付金の限度額（9億2,743万1千円）通知
令和7年12月19日	県	補正予算の成立
令和7年12月25日	市	令和7年第3回臨時会へ補正予算案を提出、同日議決
令和8年2月5日	市	令和8年第1回定例会へ補正予算案を提出

### 2 【第1弾】物価高騰対策（令和7年第3回臨時会において予算措置）

#### （1）重点支援地方交付金を活用した対策

分野	取組内容	事業費
全	全世帯・全事業所の6箇月間の水道基本料金の一時免除	156,000千円
	全世帯への1万円分のちょこっとおたすけ券の配布	593,350千円
子ども	子ども食堂・フードパントリー活動団体に対する支援	650千円
小計		750,000千円

#### （2）その他の財源を活用した対策

分野	取組内容	事業費
子ども	高校生年代まで1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当の支給	327,561千円
小計		327,561千円

### 【第2弾】物価高騰対策（令和8年第1回定例会において議案として提出）

#### (1) 重点支援地方交付金を活用した対策

分野	取組内容	事業費
こども	民間保育所等に LP ガス料金・食材料費を支援	6,237 千円
	大学生年代 1人当たり 2万円分のデジタルギフト等を配布	111,583 千円
	小・中学校に入学する児童生徒がいる準要保護世帯に絆サポート券を配布（小学校 1万円分、中学校 2万円分）	2,991 千円
福祉	低所得世帯に 2万円の給付金を支給	337,456 千円
	障がい者相談支援事業所等に光熱費を支援	374 千円
経済	路線バス運行事業者に運行経費を支援	14,000 千円
	施設園芸農家に農業生産資材購入費を支援	10,250 千円
	農業者に収入保険料を支援	7,590 千円
	利益が減少している事業者に給付金を支給	31,050 千円
小計		521,531 千円

#### (2) その他の財源を活用した対策

分野	取組内容	事業費
こども	地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援（放課後児童健全育成事業等に対する支援）	1,225 千円
	教育・保育給付費における運営継続支援臨時加算の創設（保育所等に対する支援）	1,600 千円
小計		2,825 千円

### 4 加須市の物価高騰対策の全体像

対策区分	第1弾	第2弾	合計
(1) 重点支援地方交付金を活用した対策	750,000 千円	521,531 千円	1,271,531 千円
うち重点支援地方交付金活用額	750,000 千円	177,431 千円	927,431 千円
(2) その他の財源を活用した対策	327,561 千円	2,825 千円	330,386 千円
合計	1,077,561 千円	524,356 千円	1,601,917 千円

### 5 [参考] その他の物価高騰対策（市の歳出予算を要しない国・県による主な対策）

事業主体	取組内容	事業費又は効果
国	ガソリン税の当分の間税率の廃止（1㍑当たり 25.1 円の引下げ）	約 1.0 兆円の減税措置
	電気・ガス料金の支援（1~3月）	5,296 億円
	所得税の減税（年収の壁の引上げ）	約 1.8 兆円の減税措置
	医療・介護等支援パッケージ（報酬改定の前倒しによる賃上げ支援等）	1 兆 3,832 億円
県	LP ガスを使用する一般消費者等に対する支援（販売業者を通じた価格高騰影響分の補助）	46 億 9,186 万 9 千円
	医療施設、福祉施設、私立学校等に対する支援（病院、高齢者施設、障害者施設等に対する光熱費等の補助）	112 億 9,638 万 7 千円

[問合せ] 総合政策部 政策調整課 ☎ 0480-62-1111(内線317) ✉ seisaku@city.kazo.lg.jp

総合政策部 財政課 ☎ 0480-62-1111(内線321) ✉ zaisei@city.kazo.lg.jp

※ 各取組の詳細は、各担当課までお問い合わせください。

第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

【物価高騰対策（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）】

## 路線バス運行事業者に運行経費を支援

### ① 事業名

路線バス・タクシー維持促進事業

### ② 補正予算の理由・内容

令和7年12月16日に「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を拡充する旨が盛り込まれた国の補正予算が成立しました。

これを受けて、令和7年第3回加須市議会臨時会（令和7年12月25日）で可決の国の同臨時交付金を活用した支援策に引き続き、物価高騰等の影響を緩和し、地域に不可欠な交通手段である路線バスの運行を継続するため、国の同臨時交付金を活用し、東鷺宮駅西口～豊野コミュニティセンター線の運行事業者に対し、従来から交付している路線バス運行事業補助金に加え、緊急の財政支援を行うものです。

#### ○支援の内容

区分	内 容
補助対象路線	東鷺宮駅西口～豊野コミュニティセンター線
補助対象経費	令和7年度の補助対象路線に係る経常費用から経常収益及び自治体等が交付する他の補助金を差し引いた額
補助対象事業者	朝日自動車株式会社

### ③ 補正予算の積算

○東鷺宮駅西口～豊野コミュニティセンター線の令和7年度収支状況から算出

項目	算式	補正予算額
経常収益（半期：4月から9月まで）	(a)	16,361,457円
経常費用（半期：4月から9月まで）	(b)	27,991,974円
差引（半期：4月から9月まで）	(a-b)	▲11,630,517円
令和7年度（年間）収支見込み	(a-b) × 2	▲23,261,034円
加須市路線バス運行事業補助金 令和7年度交付決定済み額	(c)	10,000,000円
合 計		▲13,261,034円
※見込みのため10万円の位を切上げ		改め▲14,000,000円

### ④ 補正予算額 14,000千円

〔特定財源〕国：5,000千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金



第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

【物価高騰対策（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）】

## 低所得世帯に給付金を支給

### 1 事業名

低所得世帯に対する物価高騰対応生活支援給付事業

### 2 補正予算の内容・理由

令和7年12月16日に「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を拡充する旨が盛り込まれた国の補正予算が成立しました。

これを受け、令和7年第3回加須市議会臨時会（令和7年12月25日）で可決の国の同臨時交付金を活用した支援策に引き続き、物価高騰の影響を受けている低所得世帯の生活を支援するため、国の同臨時交付金を活用し、物価高騰対応生活支援給付金を支給するものです。

#### ○支援の内容

支給対象	基準日（令和8年1月1日）において住民登録があり、世帯全員が令和7年度住民税非課税の世帯及び均等割のみ課税の世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除く
支 給 額	1世帯当たり2万円
スケジュール	案内発送 市から支給対象者に関係書類を発送 7月中旬（予定） ① 公金受取口座の登録がある世帯 ヶ月シュー型で支給（支払通知書を送付（返送不要）） ② 公金受取口座の登録が必要な世帯 関係書類に必要事項記入・必要書類貼付後、市に返送
	支給時期 ① 公金受取口座の登録がある世帯 7月下旬（予定） ② 公金受取口座の登録が必要な世帯 7月下旬の受付開始後、随時支給（1回目の支給は7月下旬（予定））
申請期限	令和8年10月末（予定）※関係書類発送開始から3箇月程度

### 3 補正予算の積算

区分	内容	補正予算額
事業費	13,000世帯（令和7年度非課税世帯10,000世帯及び均等割のみ課税世帯3,000世帯）×2万円=260,000千円	260,000千円
委託費	コールセンター、通知書印刷・発送、機器借上料等	62,172千円
事務費	時間外勤務手当、会計年度任用職員、郵便料、振込手数料等	15,284千円
合 計		337,456千円

### 4 補正予算額 337,456千円

〔特定財源〕国：115,301千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

### 5 特記事項

事業を年度内に完了できない見込みのため、繰越明許費を設定します。

第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

【物価高騰対策（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）】

## 障がい者相談支援事業所等に光熱費を支援

### ① 事業名

障がい者福祉管理事業

### ② 補正予算の理由・内容

令和7年12月16日に「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を拡充する旨が盛り込まれた国の補正予算が成立しました。

これを受け、令和7年第3回加須市議会臨時会（令和7年12月25日）で可決の国の同臨時交付金を活用した支援策に引き続き、物価高騰の影響を受けている、市が指定する障がい者相談支援事業所及び市が実施する地域生活支援事業にかかる障害福祉サービス提供事業所については、県の支援の対象外となることから、同施設の運営継続を支援するため、国の同臨時交付金を活用し、県に準じて市が独自に一事業所あたり6か月分の緊急の財政支援を行うものです。

### ③ 補正予算の積算

【訪問系事業所】

施設区分	1事業所あたりの単価 (1か月あたり)	補正予算額
	LPガスを利用 3,600円	
指定特定相談支援事業所	7事業所	151,200円
障がい児(者)生活サポート事業所	2事業所	43,200円
計	9事業所	194,400円

【通所系事業所】

施設区分	1事業所あたりの単価 (1か月あたり)	補正予算額
	低圧かつLPガスを利用 29,900円	
地域活動支援センター	1事業所	179,400円

### ④ 補正予算額 374千円

〔特定財源〕国：130千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

【物価高騰対策（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）】

## 民間保育所等に LPガス料金及び食材料費を支援

### ① 事業名

民間保育所助成事業

### ② 補正予算の理由・内容

令和7年12月16日に「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を拡充する旨が盛り込まれた国の補正予算が成立しました。

また、国の動向を踏まえ、県は、「物価高騰の影響を受ける生活者・事業者に対する緊急支援」を実施するため、令和7年12月19日に補正予算を可決しています。

これを受け、令和7年第3回加須市議会臨時会（令和7年12月25日）で可決の国の同臨時交付金を活用した支援策に引き続き、原油価格や物価高騰により、運営経費の増加が見込まれる民間の保育所等の負担について、当面の激変を緩和するため、令和4年度、令和5年度及び令和6年度に引き続き、国の同臨時交付金及び県の補助金を活用し、民間保育所等に対し、緊急の財政支援を行うものです。

### ③ 補正予算の積算

○民間保育所等（全22施設）

施設区分	定員	定員1人当たりの補助単価		補正予算額
		LPガス 120円	食材料費 3,400円	
民間保育所 14施設	20～180人	11施設	14施設	4,539千円
認定こども園 2施設	155～220人	2施設	2施設	1,320千円
認可外保育施設 6施設	11～32人	4施設	6施設	378千円
計		17施設	22施設	6,237千円

※補助単価は県補助単価と同額。

※LPガスを使用していない施設があるため、所在施設数と該当施設数は一致しない。

※民間幼稚園に対する支援は埼玉県が直接実施する。

### ④ 補正予算額 6,237千円

〔特定財源〕国：1,000千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

県：3,118千円 保育所等物価高騰対策給付事業補助金

〔問合せ〕 こども局こども保育課 ☎0480-62-1111（内線168）✉hoiku@city.kazo.lg.jp

## 第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

【物価高騰対策（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）】

# 大学生年代がいる世帯にデジタルギフト等を配布

**① 事業名**

大学生年代応援事業

**② 補正予算の理由・内容**

令和7年12月16日に「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を拡充する旨が盛り込まれた国の補正予算が成立しました。

これを受けて、令和7年第3回加須市議会臨時会（令和7年12月25日）で可決の国の同臨時交付金を活用した支援策に引き続き、物価高の影響を受けている大学生年代がいる世帯を支援するため、国の同臨時交付金を活用し、対象者1人につき2万円分のデジタルギフト等を配布するものです。

## ○支援の内容

区分	内 容
対象者	4,200人 令和8年1月1日現在、本市に住民登録されている大学生年代の者 (大学生年代：平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれ)
支給額	対象者1人につき2万円分のデジタルギフト等
配布方法	電子マネー又はギフトカードが選択可
配布時期	6月(予定)

**③ 補正予算の積算**

区分	内 容	補正予算額
事業費	対象者 2万円×4,200人	84,000千円
委託費	コールセンター、通知書印刷・発送、郵便料等	27,303千円
事務費	時間外勤務手当、消耗品費	280千円
合 計		111,583千円

**④ 補正予算額 111,583千円**

〔特定財源〕国：38,000千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

**⑤ 特記事項**

事業を年度内に完了できない見込みのため、繰越明許費を設定します。

## 第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

【物価高騰対策（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）】

## 施設園芸農家に農業生産資材購入費を支援

**1 事業名**

園芸振興事業

**2 補正予算の理由・内容**

令和7年12月16日に「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を拡充する旨が盛り込まれた国の補正予算が成立しました。

これを受けて、令和7年第3回加須市議会臨時会（令和7年12月25日）で可決の国の同臨時交付金を活用した支援策に引き続き、物価高騰の影響を受けている農業者の負担を軽減し、本市の基幹産業である農業の活性化を図るため、国の同臨時交付金を活用し、施設園芸農家が農業生産資材を購入する費用の一部を支援するものです。

## ○支援の内容

区分	内 容
補助対象者	施設園芸で野菜・花き等を生産する個人・法人 個人:市内に住所を有するもの 法人:市内に本店若しくは主たる事務所を有するもの
件 数	200 件
補 助 額	令和8年中に購入した施設園芸用農業生産資材の購入費の2分の1以内（上限額:5万円）
申請期間	令和8年7月1日から令和9年1月29日まで

**3 補正予算の積算**

区分	内 容	補正予算額
事業費	施設園芸農家農業生産資材補助金 補助額 50,000 円 × 200 件 = 10,000,000 円	10,000 千円
事務費	消耗品費、時間外勤務手当	250 千円
	合 計	10,250 千円

**4 取組に係る予算額 10,250千円**

〔特定財源〕 国：4,000千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

**5 特記事項**

事業を年度内に完了できない見込みのため、繰越明許費を設定します。

第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

【物価高騰対策（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）】

## 農業者に収入保険料を支援

### 1 事業名

農作物災害対策事業

### 2 取組の理由・内容

令和7年12月16日に「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を拡充する旨が盛り込まれた国の補正予算が成立しました。

これを受けて、令和7年第3回加須市議会臨時会（令和7年12月25日）で可決の国の同臨時交付金を活用した支援策に引き続き、物価高騰の影響を受けている農業者の負担を軽減し、本市の基幹産業である農業の活性化を図るために、国の同臨時交付金を活用し、収入保険に加入する農業者が支払う保険料の一部を支援するものです。

※収入保険とは、農業保険法に基づき、全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない事故に備え、農業者の安定経営及び維持を図ることができる制度です。加入等に係る事務は埼玉県農業共済組合が実施しています。

#### ○支援の内容

区分	内 容
補助対象者	個人：市内に住所を有するもの 法人：市内に本店若しくは主たる事務所を有するもの
件 数	222件（個人199件、法人23件）※ ※埼玉県収入保険推進協議会が示した数値を基に算出
補 助 額	保険料の2分の1以内（上限額：個人5万円、法人10万円）
申 請 期 間	令和8年7月1日から令和9年1月29日まで
補 助 要 件	令和8年内に保険料を完納した者

### 3 换算予算の積算

区分	内 容	補正予算額
事業費	農業経営収入保険加入促進事業補助金 個人 5,235,000円(199件) + 法人 2,105,000円(23件) = 7,340,000円(222件) ※ ※令和7年8月31日現在の保険料を基に積算	7,340千円
事務費	消耗品費、時間外勤務手当	250千円
	合 計	7,590千円

### 4 取組に係る予算額 7,590千円

〔特定財源〕 国：3,000千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

### 5 特記事項

事業を年度内に完了できない見込みのため、繰越明許費を設定します。

## 第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

【物価高騰対策（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）】

## 利益が減少している事業者に給付金を支給

**① 事業名**

物価高騰利益減対策事業

**② 補正予算の理由・内容**

令和7年12月16日に「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を拡充する旨が盛り込まれた国の補正予算が成立しました。

これを受けて、令和7年第3回加須市議会臨時会（令和7年12月25日）で可決の国の同臨時交付金を活用した支援策に引き続き、物価高騰の影響で利益を確保することが困難な経営環境が続く中、中小企業者の事業継続を支援するため、市独自の給付金を支給するものです。

## ○支援の内容

対象者	<p>【法人】令和7年1月1日時点及び申請時点で加須市内に本店を有する会社 【個人事業者】令和7年1月1日時点及び申請時点で加須市に住所を有する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>直近の決算（1年分）の売上総利益又は営業利益※が前年同期分と比較して20万円以上減少していること。 ※個人事業者の場合は事業収入から売上原価及び経費を差し引いた額</li><li>令和6年1月1日以前から事業収入（売上）を得ておらず、今後も事業を継続する意思があること。</li><li>事業収入が他の収入を含めた総収入金額のうち過半を占めるものであること。</li><li>農林水産業にかかる事業収入が事業収入の総額の過半を占めるものでないこと。</li><li>市税の未納がないこと。</li></ul>
支給額	一律 100千円
申請期間	令和8年5月20日から令和8年8月31日

**③ 補正予算の積算**

区分	内容	補正予算額
事業費	物価高騰利益減対策給付金 100千円×300事業者=30,000千円	30,000千円
事務費	消耗品費、時間外勤務手当、会計年度任用職員	1,050千円
合 計		31,050千円

**④ 補正予算額 31,050千円**

〔特定財源〕国：10,000千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

**⑤ 特記事項**

事業を年度内に完了できない見込みのため、繰越明許費を設定します。

**第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）**

【物価高騰対策（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）】

## **小・中学校に入学する児童生徒がいる準要保護世帯に 絆サポート券を配布**

**① 事業名**

準要保護世帯入学支援事業

**② 補正予算の理由・内容**

令和7年12月16日に「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を拡充する旨が盛り込まれた国の補正予算が成立しました。

これを受け、令和7年第3回加須市議会臨時会（令和7年12月25日）で可決の国の同臨時交付金を活用した支援策に引き続き、物価高騰の影響を受けている家計における教育費を支援し、経済的な負担の軽減を図るため、国の同臨時交付金を活用し、令和8年4月に小・中学校に入学する児童生徒がいる準要保護世帯に対する入学支援として「ちょこっとおたすけ絆サポート券」を配布するものです。

○支援の内容

区分	内 容
対象者	令和7年度就学援助受給者（新小学1年生及び新中学1年生の保護者） 小学校：74人 中学校：88人
配 布 物	小学校：「ちょこっとおたすけ絆サポート券」10,000円分 中学校：「ちょこっとおたすけ絆サポート券」20,000円分
支 給 時 期	令和8年4月末

※支援については、国で示された令和8年度要保護児童生徒援助費補助金単価の予算（案）を参考に、令和7年度就学援助費における「新入学児童生徒学用品費」の単価との差額分相当を入学支援として「ちょこっとおたすけ絆サポート券」を配布します。

新入学児童生徒 学用品費	令和7年度単価	令和8年度単価 (案)	差額	絆サポート券 (1人当たり)
小 学 校	57,060円	64,300円	7,240円	10,000円
中 学 校	63,000円	81,000円	18,000円	20,000円

**③ 補正予算の積算**

区分	内 容	補正予算額
事 業 費	○小学校：10,000円×74人= 740,000円 ○中学校：20,000円×88人=1,760,000円	2,500千円
事 务 費	郵便料、補助金（加須市商工会）	491千円
	合 計	2,991千円

**④ 補正予算額 2,991千円**

〔特定財源〕国：1,000千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

**⑤ 特記事項**

事業を年度内に完了できない見込みのため、繰越明許費を設定します。

第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

【物価高騰対策（その他の財源）】

## 物価高騰の影響を受けている地域子ども・子育て支援事業者への事業運営継続のための支援

### ① 事業名

- |                  |                |              |
|------------------|----------------|--------------|
| ①子育て短期預かり事業      | ②産後支援事業        | ③子育て支援センター事業 |
| ④ファミリーサポートセンター事業 | ⑤子育て総合相談事業     |              |
| ⑥民間放課後児童健全育成事業   | ⑦公立放課後児童健全育成事業 |              |

### ② 補正予算の理由・内容

国が、令和7年度一般会計補正予算（第1号）（令和7年12月16日可決成立）において、昨今の急激な物価高騰の影響により、地域子ども・子育て支援事業の継続が困難となっている状況を踏まえ、子ども・子育て支援法に定める地域子ども・子育て支援事業を実施する施設等が、安定的に事業を継続・提供できるよう支援を行うことを決定しました。

これを受けて、国及び県の交付金等を活用し、当該施設に対し、従来から交付している補助金等に加え、緊急の財政支援を行うものです。

### ③ 補正予算の積算

※補助基準額：25,000円/1か所

事業名	対象	施設数	補正予算額
①子育て短期預かり事業	子育て短期預かり施設	2か所	50千円
②産後支援事業	社会福祉協議会	1か所	25千円
	助産施設	1か所	25千円
③子育て支援センター事業	子育て支援センター	5か所	125千円
	合計	9か所	225千円

事業名	対象	施設数	補正予算額
④ファミリーサポートセンター事業	ファミリーサポートセンター	1か所	25千円
⑤子育て総合相談事業	こども家庭センター	1か所	25千円
	合計	2か所	(注) 50千円

(注) ④ファミリーサポートセンター事業、⑤子育て総合相談事業については財源更正により対応

※補助基準額：50,000円/1支援単位

事業名	対象	施設数	支援単位数	補正予算額
⑥民間放課後児童健全育成事業	民間放課後児童クラブ	16施設	20支援単位	1,000千円
⑦公立放課後児童健全育成事業	公立放課後児童クラブ	17施設	34支援単位	(注) 1,700千円

(注) ⑦公立放課後児童クラブについては財源更正により対応

### ④ 補正予算額 ①+②+③+⑥ 1,225千円

[特定財源] ①～⑦ 国：990千円 子ども・子育て支援交付金（事業継続支援事業）(1/3)  
 県：990千円 事業継続支援事業補助金(1/3)

[問合せ] ①～⑤こども局すぐすく子育て相談室 0480-62-1111（内線538） sukusuku@city.kazo.lg.jp  
 ⑥⑦ こども局こども保育課 0480-62-1111（内線168） hoiku@city.kazo.lg.jp

第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

【物価高騰対策（その他の財源）】

## 物価高騰の影響を受けている民間の保育施設の 事業運営継続へのための支援

### ① 事業名

- ① 民間保育所運営委託事業
- ② 民間認定こども園・幼稚園等給付費支給事業

### ② 補正予算の理由・内容

国が、令和7年度一般会計補正予算（第1号）（令和7年12月16日可決成立）において、昨今の急激な物価高騰の影響により、保育施設の安定的な運営継続が困難となっている状況を踏まえ、物価上昇下においても質の確保された食事の安定的な提供をはじめ、安定的な教育・保育を継続して提供できるよう、教育・保育給付費（委託費）の算定に用いる公定価格に「運営継続支援臨時加算」が創設されました。

これを受け、国及び県の負担金を活用し、当該施設に対し、従来から交付している補助金等に加え、緊急の財政支援を行うものです。

### ③ 補正予算の積算

※加算単価：100,000円/1施設

事業名	対象	施設数	補正予算額
① 民間保育所運営委託事業	民間保育所	14施設	1,400千円
② 民間認定こども園・幼稚園等 給付費支給事業	民間認定こども園	2施設	200千円

### ④ 補正予算額 1,600千円

[特定財源] 国：800千円 施設型給付費負担金(1/2)  
県：400千円 施設型給付費負担金(1/4)

第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

## 令和7年度決算見込みを踏まえた歳入歳出予算の補正

### ① 事業名

【歳入予算】市民税、固定資産税（③のとおり）

【歳出予算】人事管理事業 他 87 事業（別紙のとおり）

### ② 補正予算の理由・内容

令和7年度の決算見込を踏まえ、一定の不用額が見込まれる歳出予算を減額する（③・④）とともに、減額する歳出予算に対応する特定財源（歳入予算）の補正（①）を行います。また、歳入予算のうち、増減が見込まれる一般財源（市税）（②）の補正を行います。なお、①～④の補正により生じる財源等を活用して公共施設等再整備基金への積立を行います。

区分	補正の考え方
歳入	① 歳出予算の補正③・④に伴うもの（補正する歳出予算の特定財源である歳入予算）
	② 増額又は減額が見込まれる一般財源（市税）
歳出	③ 令和7年度の取組が完了し、100千円以上の不用額があるもの
	④ 令和7年度の取組は完了していないが、5,000千円以上の不用額が見込まれるもの又は予算に対する執行率50.0%未満が見込まれるもの

### ③ 補正予算の積算

区分	内容	補正予算額	
歳入	① 歳出予算の減額補正（③・④）に伴うもの	▲1,039,543千円	A
	② 市民税（個人、法人）及び固定資産税の増収	+420,000千円	B
歳出	③・④ 不用見込額の減額（全88事業）	▲1,775,091千円	C

### ④ 補正予算額

①・② 決算見込みを踏まえた歳入予算の補正（A+B）  
③・④ " 歳出予算の補正（C）

▲ 619,543千円

▲ 1,775,091千円

[問合せ] 総合政策部財政課 ☎ 0480-62-1111（内線321）✉ zaisei@city.kazo.lg.jp

【歳入予算①、歳出予算③・④】各事業所管課へお問い合わせください。

【歳入予算②】総務部税務課 ☎ 0480-62-1111（内線126、137）✉ zeimu@city.kazo.lg.jp

【別紙】決算見込みを踏まえた歳出予算の減額補正

▲ 1,775,091

No.	部名	課名	款	項	目	事業名称	歳出補正額 (千円)
1	議会	議会事務局	01	01	01	議員人件費	▲ 1,134
2	総務部	職員課	02	01	01	人事管理事業	▲ 4,596
3	総合政策部	シティプロモーション課	02	01	02	広報紙等発行事業	▲ 5,040
4	総務部	総務課	02	01	02	文書収発凈書事業	▲ 1,124
5	総合政策部	管理契約課	02	01	05	普通財産活用推進事業	▲ 352
6	総務部	総務課	02	01	05	車両管理事業	▲ 4,129
7	総合政策部	市民協働推進課	02	01	07	地域市民活動促進事業	▲ 403
8	総合政策部	市民協働推進課	02	01	07	夢・未来応援事業	▲ 1,565
9	総合政策部	政策調整課	02	01	07	総合振興計画進行管理事業	▲ 128
10	総合政策部	政策調整課	02	01	07	個人版ふるさと納税促進事業	▲ 206,234
11	総合政策部	政策調整課	02	01	07	水と緑と文化のまちづくり基金事業	▲ 393,590
12	総合政策部	市民協働推進課	02	01	09	自治協力団体活動促進事業	▲ 1,868
13	総合政策部	市民協働推進課	02	01	09	コミュニティ推進事業	▲ 1,900
14	総合政策部	DX推進課	02	01	10	行政デジタル化推進事業	▲ 7,294
15	総合政策部	DX推進課	02	01	10	情報基盤管理事業	▲ 37,530
16	環境安全部	環境政策課	02	01	12	浄化槽転換促進事業	▲ 13,002
17	環境安全部	環境政策課	02	01	12	水質浄化促進事業	▲ 180
18	総務部	税務課	02	01	14	定額減税調整給付事業	▲ 70,655
19	経済部	観光振興課	02	01	17	市民平和祭開催事業	▲ 2,861
20	総務部	税務課	02	02	02	市県民税賦課事業	▲ 5,485
21	総務部	税務課	02	02	02	固定資産税賦課事業	▲ 4,817
22	総務部	税務課	02	02	02	軽自動車税賦課事業	▲ 1,617
23	総務部	税務課	02	02	02	税務管理事業	▲ 2,311
24	総務部	市民課	02	03	01	戸籍住民基本台帳事業	▲ 14,855
25	行政委員会	選挙管理委員会	02	04	03	参議院議員通常選挙執行事業	▲ 5,894
26	総合政策部	政策調整課	02	05	02	国勢調査事業	▲ 4,180
27	福祉部	地域福祉課	03	01	01	地域福祉計画策定事業	▲ 167
28	福祉部	地域福祉課	03	01	01	社会福祉協議会助成事業	▲ 8,765
29	福祉部	地域福祉課	03	01	01	地域福祉基金積立事業	▲ 6,410
30	福祉部	障がい者福祉課	03	01	04	地域活動支援センター事業	▲ 710
31	福祉部	高齢介護課	03	01	06	老人クラブ支援事業	▲ 138
32	福祉部	高齢介護課	03	01	06	高齢者福祉管理事業	▲ 356
33	福祉部	高齢介護課	03	01	06	敬老祝金支給事業	▲ 3,639
34	こども局	こども保育課	03	02	01	民間放課後児童健全育成事業	▲ 22,168
35	こども局	子育て支援課	03	02	02	児童手当支給事業	▲ 52,090
36	こども局	こども保育課	03	02	03	公立保育所施設整備事業	▲ 13,613
37	健康スポーツ部	いきいき健康医療課	04	01	01	熱中症予防事業	▲ 255
38	こども局	すくすく子育て相談室	04	01	01	妊産婦保健事業	▲ 556
39	健康スポーツ部	いきいき健康医療課	04	01	02	成人歯科保健推進事業	▲ 100
40	健康スポーツ部	いきいき健康医療課	04	01	02	新型コロナウイルスワクチン接種事業	▲ 50,093
41	健康スポーツ部	いきいき健康医療課	04	01	02	後期高齢者健康診査事業	▲ 686
42	こども局	すくすく子育て相談室	04	01	02	予防接種事業	▲ 10,474
43	経済部	農業振興課	06	01	03	農業振興ビジョン策定事業	▲ 524
44	経済部	農業振興課	06	01	03	農業振興ビジョン進行管理事業	▲ 102
45	経済部	農業振興課	06	01	03	加須の農業PR事業	▲ 279
46	経済部	農業振興課	06	01	03	エコ農業推進事業	▲ 6,871

No.	部名	課名	款	項	目	事業名称	歳出補正額 (千円)
47	経済部	農業振興課	06	01	03	経営安定・自給力向上事業	▲ 2,189
48	経済部	農業振興課	06	01	03	担い手育成支援事業	▲ 3,489
49	経済部	農業振興課	06	01	03	新規就農者育成事業	▲ 6,000
50	経済部	農業振興課	06	01	03	地産地消推進事業	▲ 1,030
51	経済部	農業振興課	06	01	03	加須未来館周辺景観形成事業	▲ 110
52	都市整備部	治水課	06	01	05	幹線用排水路改修事業	▲ 4,000
53	都市整備部	治水課	06	01	05	枝線用排水路改修事業	▲ 4,000
54	騎西総合支所	地域振興課（騎西）	07	01	02	騎西ルネサンス推進事業	▲ 1,140
55	経済部	観光振興課	07	01	03	観光資源活用事業	▲ 902
56	都市整備部	建築開発課	08	01	01	建築物耐震改修促進事業	▲ 5,400
57	都市整備部	道路公園課	08	02	01	道路管理事務事業	▲ 8,179
58	都市整備部	道路公園課	08	02	02	道路維持管理事業	▲ 45,686
59	都市整備部	道路公園課	08	02	03	幹線道路新設改良事業	▲ 10,500
60	都市整備部	道路公園課	08	02	03	生活道路新設改良事業	▲ 2,116
61	都市整備部	道路公園課	08	02	03	生活道路側溝事業	▲ 2,851
62	都市整備部	道路公園課	08	02	04	橋りょう維持改良事業	▲ 26,000
63	都市整備部	治水課	08	03	02	雨水流出抑制対策事業	▲ 1,160
64	都市整備部	都市計画課	08	04	01	都市計画事務事業	▲ 598
65	都市整備部	スーパーシティ推進課	08	04	01	加須駅周辺まちづくり推進事業	▲ 379
66	都市整備部	道路公園課	08	04	02	駅前広場維持管理事業	▲ 132
67	都市整備部	道路公園課	08	04	03	公園整備事業	▲ 8,211
68	都市整備部	道路公園課	08	04	03	公園維持管理事業	▲ 2,102
69	大利根総合支所	農政建設課（大利根）	08	04	05	野中土地区画整理事業特別会計繰出事業	▲ 5,000
70	都市整備部	治水課	08	04	07	雨水排水対策事業	▲ 7,000
71	都市整備部	治水課	08	04	07	溢水時緊急対策事業	▲ 660
72	環境安全部	危機管理防災課	09	01	02	消防団活動事業	▲ 2,531
73	環境安全部	危機管理防災課	09	01	02	消防団車両整備事業	▲ 800
74	環境安全部	危機管理防災課	09	01	02	消防団詰所整備事業	▲ 3,000
75	環境安全部	危機管理防災課	09	01	03	消防水利事業	▲ 250
76	環境安全部	危機管理防災課	09	01	03	消防施設管理事業	▲ 128
77	環境安全部	危機管理防災課	09	01	04	大規模水害広域避難対策事業	▲ 710
78	環境安全部	危機管理防災課	09	01	04	地域防災計画管理事業	▲ 3,485
79	環境安全部	危機管理防災課	09	01	04	防災情報機器管理運営事業	▲ 1,659
80	環境安全部	危機管理防災課	09	01	04	避難場所整備事業	▲ 758
81	環境安全部	危機管理防災課	09	01	04	災害情報伝達手段整備事業	▲ 3,839
82	学校教育部	学校教育課	10	01	03	学校 I C T 教育活用事業	▲ 58,000
83	生涯学習部	教育総務課	10	02	01	小学校管理運営事業	▲ 15,261
84	生涯学習部	教育総務課	10	02	01	小学校施設整備事業	▲ 303,015
85	生涯学習部	教育総務課	10	03	01	中学校施設整備事業	▲ 250,083
86	生涯学習部	生涯学習課	10	05	01	人権教育推進事業	▲ 726
87	生涯学習部	生涯学習課	10	05	01	集会所管理運営事業	▲ 307
88	生涯学習部	生涯学習課	10	05	03	加須未来館管理運営事業	▲ 10,965

第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

## 公共施設等再整備基金等への積立

### 1 事業名

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ① 公共施設等再整備基金事業     | ② 財政調整基金・市債管理基金事業 |
| ③ 水と緑と文化のまちづくり基金事業 | ④ 土地開発基金事業        |

### 2 補正予算の理由・内容

令和7年度決算見込みを踏まえた補正（歳入予算の増額補正、歳出予算の減額補正）等により生じる財源等を活用して、公共施設等再整備基金への積立を行うための経費を措置するとともに、金利の上昇により、基金利子の増加が見込まれることから、各基金の利子分の積立に係る経費を併せて措置するものです。

なお、積み立てた基金は、その一部を令和8年度当初予算において活用するとともに、残額については、将来の財政需要へ対応するために活用します。

### 3 補正予算の積算

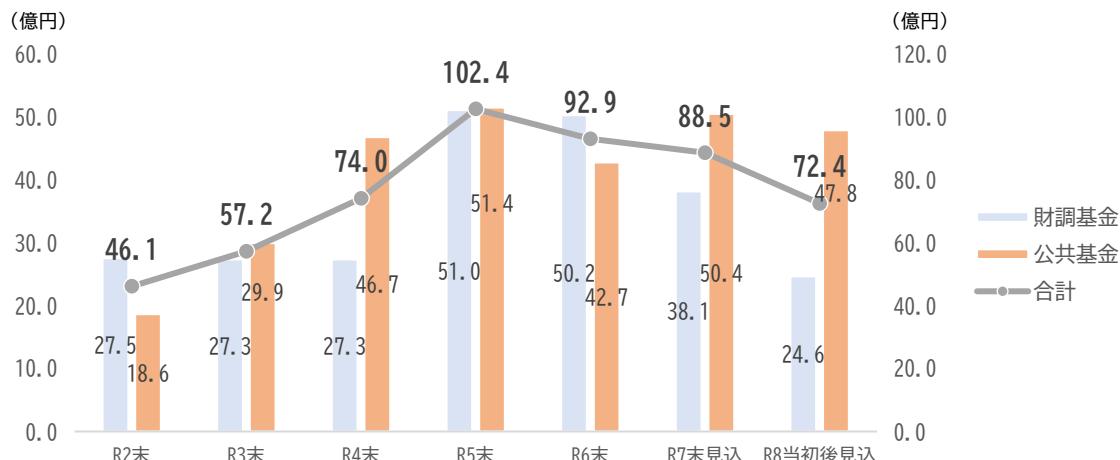
事業	補正予算額
① 公共施設等再整備基金への元金積立	1,256,270千円
〃 利子積立	5,500千円
② 財政調整基金への利子積立	3,700千円
③ 市債管理基金への利子積立	299千円
④ 水と緑と文化のまちづくり基金への利子積立	634千円
⑤ 土地開発基金への利子積立	900千円

### 4 補正予算額

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| ① 公共施設等再整備基金事業     | 1,261,770千円 |
| ② 財政調整基金・市債管理基金事業  | 3,999千円     |
| ③ 水と緑と文化のまちづくり基金事業 | 634千円       |
| ④ 土地開発基金事業         | 900千円       |

### 5 特記事項

<公共施設等再整備基金残高及び財政調整基金残高の推移（見込含む）>



※ 「R8当初後見込」は、令和8年度当初予算における基金繰入金及び積立金見込を含む。

[問合せ] 総合政策部財政課 ☎ 0480-62-1111 (内線321) ✉ zaisei@city.kazo.lg.jp

第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

## 戸籍の附票へ旧氏及び旧氏の振り仮名を記載等するためのシステム改修

### ① 事業名

戸籍住民基本台帳事業

### ② 補正予算の理由・内容

現在本市では、戸籍法等の一部改正(令和7年5月26日施行)に伴い、本籍人に対して戸籍に記載される氏名の振り仮名を通知し、振り仮名の届出があったものから順次、戸籍、戸籍の附票及び住民票に「氏名の振り仮名」を記載しています。

ただし、施行日から1年を経過した日までに届出がされなかった戸籍には、職権記載により氏名の振り仮名が記載されることとなります(令和7年第3回定例会にて戸籍情報システム改修費用予算措置済)。

次の段階として、戸籍の附票への旧氏及び旧氏の振り仮名の記載や、氏名の振り仮名の届出がない場合に、戸籍に職権記載した氏名の振り仮名を一括で住民票に職権記載するため、国の補助金を活用し、システム改修に必要な経費を措置するものです。

### ③ 補正予算の積算

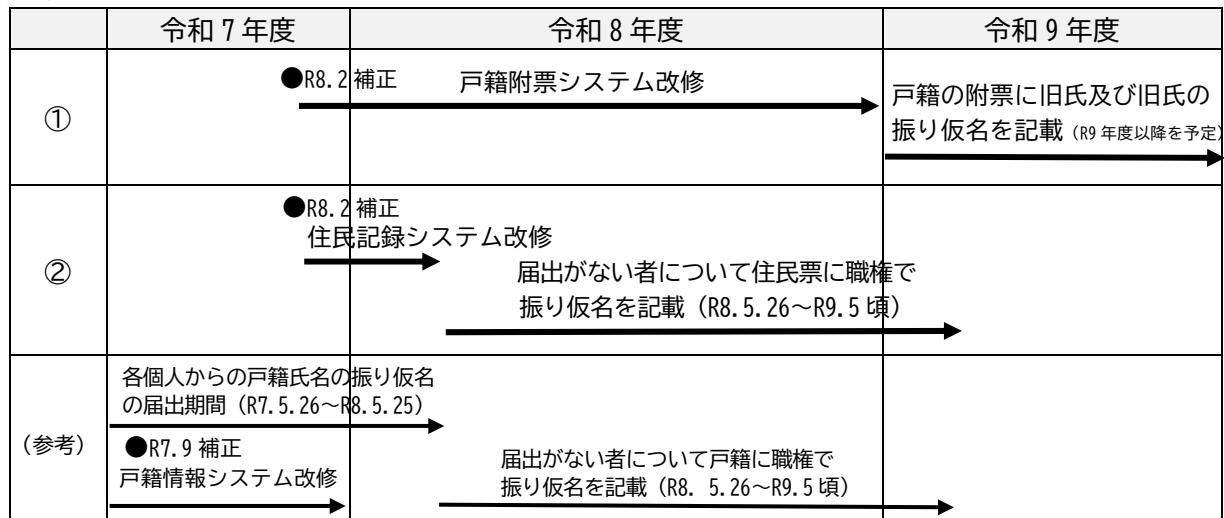
科目	内容	補正予算額
委託料	①戸籍附票システム改修 ・戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載	1,848千円
	②住民記録システム改修 ・住民票に氏名の振り仮名を記載（職権記載の一括反映）	3,674千円
合計		5,522千円

### ④ 補正予算額 5,522千円

[特定財源] 国：5,522千円 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (10/10)

### ⑤ 特記事項

○スケジュール



○事業完了までに一定期間を要し、年度内に完了ができないことから繰越明許を設定します。

[問合せ] 総務部市民課 ☎ 0480-62-1111 (内線113) ✉ simin@city.kazo.lg.jp

第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

## 加須市議会議員補欠選挙執行に向けた準備

### ① 事業名

市議会議員補欠選挙執行事業

### ② 補正予算の理由・内容

令和7年第4回加須市議会定例会閉会日（令和7年12月10日）に市議会議員1名が辞職したため、公職選挙法第113条第3項第3号及び同条第4項の規定により、令和8年4月12日執行の加須市長選挙と同日に加須市議会議員補欠選挙を行うことになりました。

つきましては、当該選挙の準備予算について必要な経費を措置するものです。

### ③ 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
人件費	時間外勤務手当	442千円
消耗品費	ポスター掲示板（6区画） 選挙諸用紙（投票用紙等）等	4,969千円
印刷製本費	選挙公報原稿用紙	28千円
工事請負費	ポスター掲示板設置工事	5,755千円
備品購入費	立候補予定者配布用図書	18千円
合計		11,212千円

### ④ 補正予算額 11,212千円

第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

## 小規模多機能型居宅介護事業所の 非常用自家発電設備の整備を支援

### ① 事業名

介護施設整備促進事業

### ② 補正予算の理由・内容

令和7年12月3日に国から県に「令和7年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る二次協議の実施について」の通知があり、同年12月9日に県から各市町村介護保険主管課長宛に「同交付金における令和7年度二次協議の実施について」の通知がありました。

これを受け、今回の同交付金の交付対象となる市内26施設に実施意向を確認したところ、ミモザ花咲から計画書の提出があったことから、その整備費用における国の同交付金を、市を通して施設に交付するために必要な経費を措置するものです。

施設名称	ミモザ花咲※
運営法人	ミモザ株式会社
開所年月日	平成24年3月1日
建物の竣工年月日	昭和61年5月1日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護
整備内容	非常用自家発電設備の整備

※ミモザ花咲は、令和7年9月23日に施設名称を「ミモザ花崎」から改めた上で移転し、引き続き小規模多機能型居宅介護事業所を運営しています。

	移転前	移転後
施設名称	ミモザ花崎	ミモザ花咲
所在地	加須市花崎北1-18-2	加須市北小浜146-7

### ③ 補正予算の積算

科目	内容	総事業費	補助率	補正予算額
補助金	非常用自家発電設備整備工事に対する補助	7,730千円	国10/10	7,730千円

### ④ 補正予算額 7,730千円

〔特定財源〕国：7,730千円 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(10/10)

### ⑤ 特記事項

当該事業については年度内に完了できない見込みのため、繰越明許費を設定します。

第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

第14号議案 令和7年度加須市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

## 令和7年度税制改正に伴うシステム改修

### ① 事業名

- ①介護保険料賦課徴収事業（介護保険事業特別会計）
- ②介護保険事業特別会計繰出事業（一般会計）

### ② 補正予算の理由・内容

今般、令和7年度税制改正により、令和7（2025）年中の給与所得控除の最低保障額が10万円（55万円→65万円）引き上げられます。

しかし、介護保険事業では歳入歳出のバランスを保つため、令和8（2026）年度の介護保険料の算定では、従前の控除額と同額に調整して計算し、また、世帯の市民税課税状況の判定においても、同様に調整して判定をすることが、社会保障審議会介護保険部会（令和7年9月29日開催）で了承されました。

これに伴い、介護保険法施行令が一部改正（令和7年12月17日公布）されたことから、税制改正後の額で連携される税情報を、上記のとおりに介護保険料を算定するよう介護保険システムを改修するための経費を措置するとともに、その財源として一般会計繰出金（法定外分）も併せて増額します。

○令和7（2025）年分の給与所得控除額について (令和8年4月施行)

給与の収入金額	給与所得控除額 (改正前)	給与所得控除額 (改正後)
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超180万円以下	収入金額×40% - 10万円	65万円
180万円超190万円以下	収入金額×30% + 8万円	65万円

### ③ 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
委託料	介護保険システム改修委託	3,124千円

### ④ 補正予算額

- ① 介護保険賦課徴収事業 3,124千円

〔特定財源〕 介護保険事業費補助金：1,562千円

（基準額：厚生労働大臣が必要と認めた額×補助率1/2）

〔財 源〕 一般会計繰入金 : 1,562千円

- ②介護保険事業特別会計繰出事業 1,562千円

### ⑤ 特記事項

税制改正後の所得控除を適用した場合の介護保険料の減額に係る国試算：約1%



第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

## 未熟児養育医療費に係る扶助費の増額

### ① 事業名

未熟児養育医療給付事業

### ② 補正予算の理由・内容

未熟児養育医療は、国の「未熟児養育事業の実施について」（令和5年6月16日ニ成母第78号）に基づく制度で、身体の発育が未熟な状態で生まれ、医師が入院治療の必要があると認めたときに、その医療費の自己負担分を市が保護者に代わり支払うものですが、生活保護受給者においては、医療扶助費より未熟児養育医療費が優先されるため、その全額を未熟児養育医療費で負担することとなります。

未熟児養育医療の申請者の増加に伴い扶助費の不足が見込まれたため、令和7年第4回加須市議会定例会において増額補正しましたが、今回、生活保護受給者からの申請が見込まれ、給付額がその想定を上回ることから、不足見込み分を措置するものです。

○未熟児養育医療の申請者数および給付額等

	当初予算 年度未見込み	令和7年第4回定例会 年度未見込み	令和7年度 1月末時点	令和7年度 年度未見込み	増減
給付額	5,484千円	8,400千円	6,554千円	17,000千円	10,446千円
申請者数	21人	42人	29人	35人	6人
利用延件数	65件	114件	121件	150件	29件

### ③ 補正予算の積算

科目	現行予算額 (第5号補正後)	決算見込額	補正予算額
扶助費	8,400千円	17,000千円	8,600千円

### ④ 補正予算額 8,600千円

〔特定財源〕国：4,300千円 未熟児養育医療費等国庫負担金（1/2）

県：2,150千円 未熟児養育医療費等県費負担金（1/4）

第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

## 民間保育施設に対する 教育・保育給付費（委託費）の増額

### ① 事業名

民間保育所運営委託事業

### ② 换正予算の理由・内容

民間保育施設に対する教育・保育給付費（委託費）は、国が示す公定価格をもとに算出しています。

公定価格は、人件費・事業費・管理費について積算しており、そのうち、人件費は国家公務員の給与改定に準じて算定されます。

今般、公定価格の基準である、国の「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」が令和7年12月22日に改正され、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、算定の基礎となる保育施設職員の人件費が5.3%程度引上げられることとされたため、必要な経費を措置するものです。

### ③ 换正予算の積算

内容	当初予算額	決算見込額	換正予算額
保育所に保育の経費として 支払う施設型給付費	1,866,107千円	1,906,078千円	39,971千円

### ④ 换正予算額 39,971千円

〔特定財源〕 国：19,985千円 施設型給付費負担金(1/2)

県： 9,993千円 施設型給付費負担金(1/4)

第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

## 民間保育施設における保育体制強化、保育補助者の雇上げ強化、ICT機器、システム導入への助成

### ① 事業名

民間保育所助成事業

### ② 補正予算の理由・内容

民間保育施設における保育士の負担を軽減するため、県から令和7年10月16日付、同年12月19日付及び令和8年1月6日付で、「令和7年度保育対策総合支援事業費補助金の交付申請書の提出について」の通知がありました。これを受け、対象となる市内民間保育施設（16園）に実施意向を確認したところ、保育支援者、保育補助者の配置、ICT機器購入、ICTシステム導入について実施意向があつたことから、当該助成費用の一部を措置するものです。

### ③ 補正予算の積算

#### (1) 保育体制強化事業による保育支援者の整備

対象園	補助対象経費	補正予算額	負担割合
① 愛泉幼稚園	① 1,740,000円	① 1,740,000円	国1/2 ※
② 加須保育園	② 1,566,532円	② 1,566,000円	県1/4
③ 吉川保育園	③ 1,200,000円	③ 1,200,000円	市1/4
合 計		4,506,000円	

※県の間接補助事業となっています。

#### (2) 保育補助者の雇上げ強化事業による保育補助者の整備

対象園	補助対象経費	補正予算額	負担割合
加須保育園	2,905,765円	2,905,000円	国3/4 ※ 県1/8 市1/8

※県の間接補助事業となっています。

#### (3) 環境改善事業（子どものICTによる見守り機器の整備）

対象園	補助対象経費	補正予算額	負担割合
加須保育園	231,000円	150,000円	国1/2 市1/4 事業者1/4

#### (4) 保育所のICT化のためのシステム導入

対象園	補助対象経費	補正予算額	負担割合
① 三俣第一保育園	① 11,000円	① 8,000円	
② 三俣第二保育園	② 11,000円	② 8,000円	国1/2
③ 三俣第三保育園	③ 11,000円	③ 8,000円	市1/4
④ にしき保育園	④ 389,530円	④ 292,000円	事業者1/4
⑤ みなみ保育園	⑤ 241,945円	⑤ 181,000円	
合 計	664,475円	497,000円	

### ④ 補正予算額 8,058千円

[特定財源] 県：5,920千円 保育対策総合支援事業費補助金

(1) 3,379千円 (2) 2,541千円

国： 429千円 保育対策総合支援事業費補助金

(3) 100千円 (4) 329千円

[問合せ] こども局こども保育課 ☎ 0480-62-1111 (内線163) ✉ hoiku@city.kazo.lg.jp



第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

## 地域農業の担い手の育成・確保を推進

### ① 事業名

担い手育成支援事業

### ② 補正予算の理由・内容

国の補正予算事業（令和7年12月成立）である担い手確保・経営強化支援及び地域農業構造転換支援事業について、国が補正予算成立後に開始した事業要望調査を受けて、本市においてもホームページなどを通じて募集したところ、市内の農業者（2 経営体）から当該事業実施の要望がありました。これを受け、本市では、県を通じて国に対し、当該事業実施の要望調書を提出しました。

同事業は、地域の中核となって農地を引き受ける担い手が、経営改善に必要な農業用機械・施設を導入することに対し支援を行うものであり、県を通して国から交付される補助金を交付するため、必要な経費を措置するものです。

交付対象者	経営構造の転換・経営発展を図ろうとする担い手であり、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者であって、かつ認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者、市町村が認める者
支援額等	(1) 担い手確保・経営強化支援事業 ※融資活用などにより農業用機械等を導入個々の農業用機械・施設ごとに以下の①～③により算定した額のうち一番低い額 ①事業費×1/2 ②融資額（機械等の導入に当たって融資を受ける額） ③事業費-融資額-地方公共団体等による助成額 (2) 地域農業構造転換支援事業 ※融資活用不用により農業用機械等を導入 ①事業費×3/10 ※(1)及び(2)における農業者ごとの補助金の上限額は、法人：3,000万円、法人以外の者：1,500万円

### ③ 補正予算の積算

	支援予定者 (就農地)	整備内容	支援 事業	事業費	補助金額 (補正予算額)	融資額	自己資金
1	認定農業者 (加須地域)	田植機	(1)	6,538,200円 (うち税額 594,382円)	2,971,000円	3,560,000円	7,200円
2	認定農業者 (加須地域)	乗用管理機	(2)	9,250,000円 (うち税額 840,909円)	2,522,000円	—	6,728,000円

※補助金額の算定は事業費から消費税額を除いた額で算出（1,000円未満切り捨て）

### ④ 補正予算額 5,493千円

〔特定財源〕県：5,493千円

担い手確保・経営強化支援及び地域農業構造転換支援事業費補助金

### ⑤ 特記事項

当該事業については年度内に完了できないことから、繰越明許を設定します。



第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

## 幹線用排水路（高台排水路）の改修工事

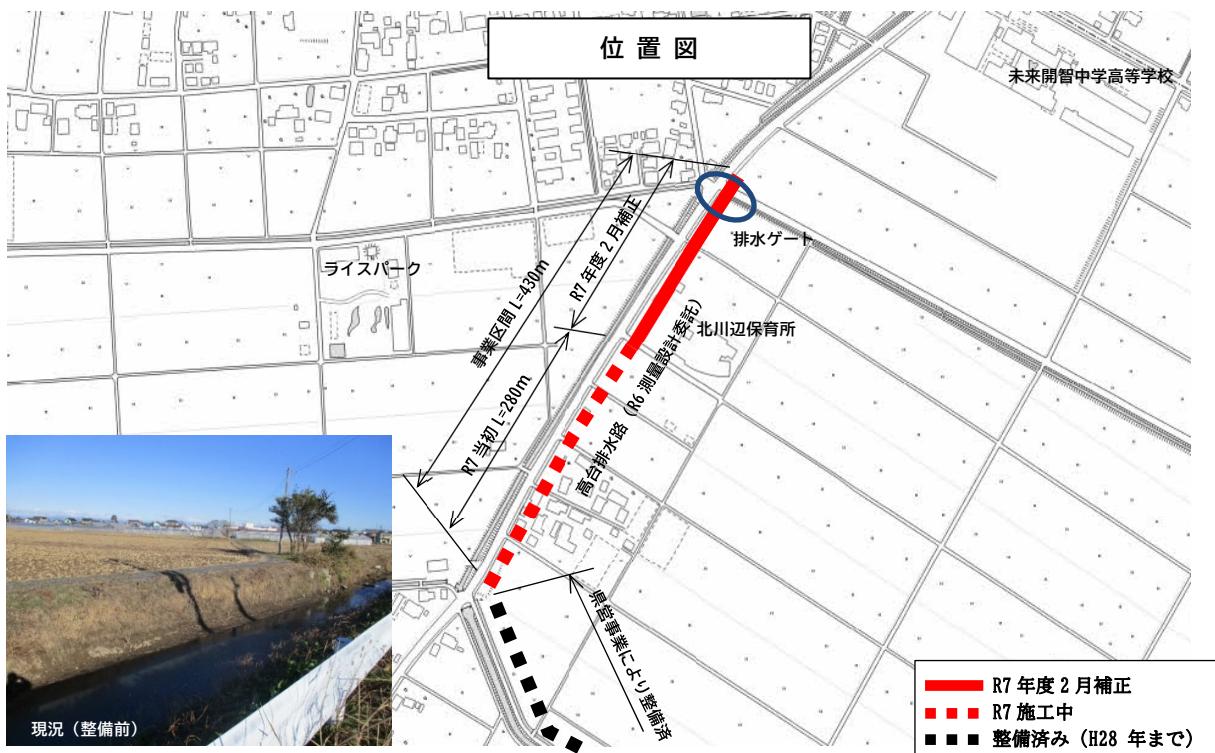
### 1 事業名

幹線用排水路改修事業

### 2 補正予算の理由・内容

高台排水路（北川辺地域の幹線排水路）は、平成12年度～28年度にかけて、県営かんがい排水事業により護岸の整備が行われてきました。現在は、最上流部の約430m区間において、昭和30年代に整備されて以降、改修工事がなされておらず、一部では法面が崩落しているため、国及び県の補助金を活用し、令和6年度より改修事業を実施している状況です。

令和8年度も継続して工事を実施する計画であります。早期完成を推進するために県と協議を行い、国へ補正予算の要望をしたところ、令和7年12月に補助対象となることが確定したため必要な経費を措置するものです。



### 3 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
委託費	修正設計	500千円
工事費	排水路改修工L=150m、排水ゲート改修1基	85,000千円
補償費	電柱（支線）移転	300千円
	合 計	85,800千円

### 4 補正予算額 85,800千円

[特定財源] 国: 37,500千円 (50%) 農業水路等長寿命化・防災減災事業

県: 10,500千円 (14%)

### 5 特記事項

事業完了までに一定期間を要し、年度内に完了ができないことから繰越明許を設定します。

[問合せ] 北川辺総合支所農政建設課 ☎ 0280-61-1206 ✉ kitakawabe-knsetsu@city.kazo.lg.jp

第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

## 県営農地防災事業の推進

### ① 事業名

土地改良区管理用排水路整備支援事業

### ② 補正予算の理由・内容

現在、県が実施している次の県営農地防災事業について、令和7年12月5日付で県より、早期完成を推進するために国の補正予算による交付金を活用し、令和8年度に予定している改修工事を前倒しで実施する旨通知がありました。当該事業に係る地元負担分として、市では事業費の一部を負担していることから、今回の工事に伴い必要な経費を措置するものです。

#### ① 埼玉県北川辺領土地改良区の第一揚水機場の管水路（農業用パイプライン）敷設替

同管水路の石綿管敷設後、50年が経過し、大地震発生時には、石綿管の破損により道水路や周辺農地での生産への甚大な影響が懸念されることから、農村地域防災減災事業の地区採択を受け（令和6年4月）、令和6年度から県営農地防災事業（農業用管水路等特別対策事業）により石綿を含有しない製品（VU・FRPM管）へと敷設替を行う事業で、今回の補正予算により延長約600m（2区間の合計）の改修工事を実施します。

#### ② 稲荷木落排水路の改修工事

加須市大利根地域、久喜市栗橋地域の幹線排水路である稲荷木落排水路は、平成11年度から県が主体となり、低下した排水能力を回復し、湛水被害の防止を図る目的として、三尺排水路・沼尻落排水路とともに、県営農地防災事業（湛水防除）稲荷木落地区事業計画で改修を行う水路に位置付け、現在の改修工事を実施しており、今回の補正予算により延長約101mの改修工事を実施します。

### ③ 補正予算の積算

#### ① 北川辺地域

(単位：円)

費目・負担割合 (国・県・市・改良区)	費全体事業	国費	県費	市費 (加須市)	土地改良区
工事費 (50%・35%・10%・5%)	171,000,000	85,500,000	59,850,000	17,100,000	8,550,000
工事雑費 (0%・85%・10%・5%)	1,000,000	0	850,000	100,000	50,000
事務費 (0%・75%・10%・15%)	8,600,000	0	6,450,000	860,000	1,290,000
合計	180,600,000	85,500,000	67,150,000	18,060,000	9,890,000

#### ② 大利根地域

(単位：円)

費目・負担割合 (国・県・市)	全体事業費	国費	県費	市費 (加須市)	市費 (久喜市)
工事費 (50%・32%・18%)	121,000,000	60,500,000	38,720,000	17,580,816	4,199,184
工事雑費 (0%・82%・18%)	1,000,000	0	820,000	145,296	34,704
事務費 (0%・75%・25%)	6,100,000	0	4,575,000	1,230,980	294,020
合計	128,100,000	60,500,000	44,115,000	18,957,092	4,527,908

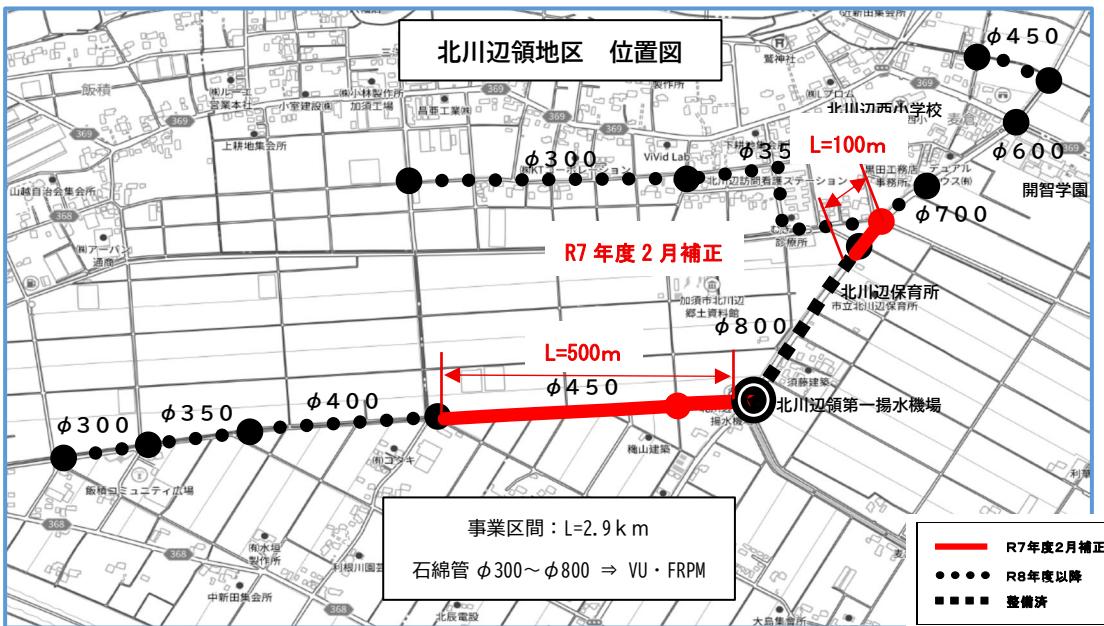
※市費については、県営湛水防除事業（稻荷木落地区）に係る負担割合協定書に基づき、加須市と久喜市の流域面積の割合で負担。（加須市：80.72%、久喜市：19.28%）

**4 補正予算額 ①+② 37,018千円**

## 5 特記事項

事業完了までに一定期間を要し、年度内に完了ができないことから繰越明許費を設定します。

1



2



[問合せ] 北川辺総合支所農政建設課 ☎ 0280-61-1206（直通）✉ kitakawabe-knsetsu@city.kazo.lg.jp  
大利根総合支所農政建設課 ☎ 0480-72-1321（直通）✉ otone-knsetsu@city.kazo.lg.jp

第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

## 志多見土地改良区の堰の修繕

### ① 事業名

ほ場等整備推進事業

### ② 補正予算の理由・内容

志多見土地改良区（以下「改良区」という。）が平永地区に整備した堰（ほ場整備事業により昭和43年から昭和51年にかけて整備）は、ほ場に水を供給するための重要な役割を担う施設として改良区によって管理されています。

しかしながら、この堰は、経年劣化によるゲートの歪みによって開閉操作が困難となっていることから、台風等の大暴雨の際に冠水の危険性が高まっているほか、損壊した場合は堰周辺の営農だけでなく、上流の営農にも多大な影響が生じるおそれがあるため、早急に修繕する必要があります。

そこで市では、県・改良区と協議を重ねた結果、国の農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用し修繕することとし、改良区が県を通じて国に要望をしたところ、令和7年12月に採択の内報があったため、堰の修繕に必要な経費の一部を措置するものです。

### ③ 補正予算の積算

	国	県	市 (補正予算額)	改良区
負担割合	50%	14%	13%	23%
負担額	11,000千円	3,080千円	2,860千円	5,060千円

### ④ 補正予算額 2,860千円

### ⑤ 特記事項

事業完了までに一定期間を要し、年度内に完了できることから、繰越明許費を設定します。



第11号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第8号）

第14号議案 令和7年度加須市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

第16号議案 令和7年度加須市下水道事業会計補正予算（第2号）

## 住民情報システム標準化移行の延期等に伴う対応

### ① 事業名

戸籍住民基本台帳事業ほか9事業（一般会計）

介護保険一般管理事業（介護保険事業特別会計）

受益者負担金収納事業（下水道事業会計）

### ② 换正予算の理由・内容

本市では、自治体情報システムの標準化移行を令和7年度末までに完了する見込みでしたが、住民情報システムにおいて、先行団体での運用テストや稼働後の運用における不具合が確認されたことから、システムの品質及び安定した行政運営を確保するため、当該システムの標準化移行時期を延期することとしました（生活保護システム及び戸籍総合システムは、令和7年度に完了予定）。

これに伴い、繰越明許費の設定や歳出予算の減額、令和8年度当初予算への計上など、必要な予算を措置します。

また、標準化移行に係る経費に対する国庫補助金（デジタル基盤改革支援補助金（補助率10/10））について、令和7年度当初予算時点で想定していた補助対象経費よりも広範な経費が対象となることが明らかとなつたことから、当該補助金額を補正するとともに、各種経費の財源内訳を変更します。

#### （1）標準化移行時期及び予算の対応等

事業	システム名	移行時期等	予算の対応	予算額又は 繰越額
① 情報基盤管理事業	住民情報システム	令和8年11月24日	R7→R8へ繰越	193,079千円
② 公金納付円滑事業	公金収納日計処理システム	//	R7→R8へ繰越	4,092千円
③ 固定資産税賦課事業	家屋評価システム	//	R7→R8へ繰越	3,639千円
	固定資産管理システム	//	R7→R8へ繰越	2,167千円
④ 住民票等コンビニ交付事業	コンビニ交付システム	//	R7→R8へ繰越	2,046千円
⑤ 高齢者福祉管理事業	ひとり暮らし高齢者台帳管理システム	//	R7→R8へ繰越	440千円
⑥ 災害時要援護者支援事業	災害時要支援管理システム	//	R7→R8へ繰越	792千円
⑦ 健康医療管理事業	集団健診WEB予約サービス	//	R7→R8へ繰越	1,210千円
⑧ 動物適正飼養事業	畜犬管理システム	//	R7→R8へ繰越	440千円
⑨ 農業委員会運営事業	農地台帳管理システム	//	R7→R8へ繰越	836千円
⑩ 介護保険一般管理事業	介護サービス利用者負担助成システム	//	R7→R8へ繰越	4,950千円
⑪ 戸籍住民基本台帳事業	戸籍総合システム	令和8年度中	R8当初予算※1	1,584千円
⑫ 受益者負担金収納事業	下水道受益者負担金システム	令和8年11月24日	R8当初予算※2	1,705千円

※1 戸籍総合システムは、標準化移行後に一部の機能を追加するため、未執行分の経費を減額し、必要な経費を改めてR8当初予算で措置する。

※2 下水道受益者負担金システムは、標準化移行に係る作業が未着手であったことから、R7予算を減額し、当該経費を改めてR8当初予算で措置する。

## (2) デジタル基盤改革支援補助金の補正及び財源内訳の変更

	①R7当初予算	②補正予算
予算額	223,527千円	19,343千円
充当対象事業／財源内訳変更事業 (下線事業は新たに充当する事業)	情報基盤管理事業、戸籍住民基本台帳事業、住民票等コンビニ交付事業、生活保護適正実施推進事業	情報基盤管理事業、 <u>公金納付円滑事業</u> 、 <u>固定資産税賦課事業</u> 、戸籍住民基本台帳事業※、 <u>高齢者福祉管理事業</u> 、生活保護適正実施推進事業、 <u>災害時要援護者支援事業</u> 、 <u>健康医療管理事業</u> 、 <u>動物適正飼養事業</u> 、農業委員会運営事業

※ 戸籍住民基本台帳事業は、減額補正に対応し、充当額を減額する。

## 3 補正予算の積算

### (1) 歳出予算

会計	事業	補正予算の内容	補正予算額
一般会計	戸籍住民基本台帳事業	令和8年度に対応する経費の減額	▲1,584千円
下水道事業会計	受益者負担金収納事業	令和8年度に対応する経費の減額	▲1,705千円

### (2) 歳入予算

会計	補助金	補正予算の内容	補正予算額	備考
一般会計	デジタル基盤改革支援補助金	補助対象経費の精査等による増額	19,343千円	財源内訳を変更する事業は上記2(2)のとおり

## 4 補正予算額

### (1) 歳出予算

【一般会計】戸籍住民基本台帳事業 ▲ 1,584千円  
 【下水道事業会計】受益者負担金収納事業 ▲ 1,705千円

### (2) 歳入予算

【一般会計】デジタル基盤改革支援補助金 19,343千円

## 5 特記事項

### ○繰越明許費の設定

住民情報システム標準化移行の延期に伴い、所要経費について繰越明許費を設定します。

会計	事業	繰越明許費	左記のうち補助対象経費 (歳入:デジタル基盤改革支援補助金)
一般会計	情報基盤管理事業ほか8事業	208,741千円※1	206,101千円※3
介護保険事業特別会計	介護保険一般管理事業	4,950千円※2	—

※1 上記2(1)①～⑨の金額

※2 上記2(1)⑩の金額

※3 上記2(2)①の金額+同記②の金額-デジタル基盤改革支援補助金R7充当予定額(36,769千円)

[問合せ] 総合政策部DX推進課 ☎ 0480-62-1111 (内線386) ☐ dx@city.kazo.lg.jp  
 総務部市民課 ☎ 0480-62-1111 (内線114) ☐ simin@city.kazo.lg.jp  
 上下水道部下水道課 ☎ 0480-65-8981 ☐ gesui@city.kazo.lg.jp

第13号議案 令和7年度加須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

## 後期高齢者医療保険料の上振れに伴う 広域連合納付金の増額

### ① 事業名

後期高齢者医療広域連合納付金(後期高齢者医療特別会計)

### ② 補正予算の理由・内容

市が徴収した後期高齢者医療保険料と同額を、埼玉県後期高齢者医療広域連合に後期高齢者医療広域連合納付金として納付しています。同広域連合が想定していた保険料算定の基礎となる被保険者の所得が、当初の見込みを上回り後期高齢者医療保険料総額が増加するため、後期高齢者医療広域連合納付金の納付に必要な経費を措置するものです。

### ③ 補正予算の積算

区分	内容	当初予算額	決算見込額	補正予算額
歳入	特別徴収保険料	751,452千円	810,971千円	59,519千円
	普通徴収保険料	620,124千円	719,163千円	99,039千円
	保険基盤安定繰入金等	342,640千円	342,640千円	－
	計	1,714,216千円	1,872,774千円	158,558千円
歳出	埼玉県後期高齢者 医療広域連合納付金	1,714,216千円	1,872,774千円	158,558千円

### ④ 補正予算額 158,558千円

第17号議案 加須市行政手続条例の一部を改正する条例

第22号議案 加須市税条例の一部を改正する条例

## インターネットを利用した公示送達をするための条例改正

### 1 改正の趣旨

「地方税法」の一部改正（令和5年3月31日公布・公布の日から3年3箇月以内に施行）及び「行政手続法」の一部改正（令和5年6月16日公布・令和8年5月21日施行）に伴い、市から発送する書類の公示送達（※）について、インターネットにより公表する方法等により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くこととします。

（※）「公示送達」とは…行政機関が私人に通知等を行うに当たり、その者の所在が不明である場合等に、一定期間、掲示（公示）をすることにより、当該通知等が相手方に到達したとみなす制度

### 2 主な改正内容

公示送達をデジタル化するため、次のとおり見直します。

#### ■見直しの対象

No.	条例名	公示送達の対象となる書類等
(1)	加須市税条例	徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類
(2)	加須市行政手続条例	不利益処分をする際に実施する聴聞等の通知

#### ■公示送達の方法

現 行	改正後
庁舎掲示場での書面の掲示	次の「①」及び「②又は③」の方法 ① インターネットによる公表 <必須> ② 庁舎掲示場での書面の掲示 ③ 庁舎内に設置したパソコン 画面での表示 } <いずれかを選択>

### 3 施行期日

#### （1） 上記2(1)の条例

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公布の日（R5.3.31）から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日）

#### （2） 上記2(2)の条例

令和8年5月21日

[問合せ]

2(1) 総務部税務課 ☎ 0480-62-1111 (内線126) ✉ zeimu@city.kazo.lg.jp  
2(2) 総務部総務課 ☎ 0480-62-1111 (内線331) ✉ somu@city.kazo.lg.jp

第18号議案 加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

# 加須市特別職報酬等審議会の答申等を踏まえた 議員報酬等の改定を行うための条例改正

## 1 改正の趣旨

令和7年9月3日に加須市特別職報酬等審議会から受けた答申を踏まえ、市議会議員の議員報酬月額を改定します。

また、令和7年人事院勧告及び埼玉県人事院勧告を踏まえた一般職職員の期末・勤勉手当の額の改定に準じ、市議会議員の期末手当を改定します。

## 2 主な改正内容

### (1) 議員報酬月額の引上げ

役 職	現 行	改 正 後
議 長	452,000円	462,000円 (+10,000円)
副 議 長	404,000円	414,000円 (+10,000円)
常 任 委 員 長	388,000円	398,000円 (+10,000円)
常 任 副 委 員 長	383,000円	393,000円 (+10,000円)
議 会 運 営 委 員 長	388,000円	398,000円 (+10,000円)
議 会 運 営 副 委 員 長	383,000円	393,000円 (+10,000円)
議 員	378,000円	388,000円 (+10,000円)

### (2) 令和7年度の期末手当の引上げ

6月期	12月期	総支給割合
2.3月	2.35月 (+0.05月)	4.65月 (+0.05月)

### (3) 令和8年度以降の期末手当の年間の総支給割合を6月期・12月期に均等に配分

## 3 施行期日

上記②(1)及び(3)の内容：令和8年4月1日

上記②(2)の内容：公布の日（令和7年12月1日に遡及適用）

第19号議案	加須市特別職職員の給与等に関する条例及び加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
第20号議案	加須市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第21号議案	加須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

## 令和7年人事院勧告等を踏まえた 給与改定を行うための関係条例の改正

### 1 改正の趣旨

令和7年人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、特別職職員の期末手当並びに一般職職員、会計年度任用職員及び再任用職員の期末・勤勉手当の額を改定するとともに、一般職職員及び会計年度任用職員の給料月額を改定します。

また、自動車等を使用する職員に対する通勤手当について、支給額等を見直します。

### 2 主な改正内容

#### (1) 令和7年度の期末・勤勉手当の支給割合の引上げ

	6ヶ月期	12ヶ月期	総支給割合
特別職	期末 2.3月	期末 2.35月 (+0.05月)	期末 4.65月 (+0.05月)
一般職	期末 1.25月	期末 1.275月 (+0.025月)	期末 2.525月 (+0.025月)
会計年度任用職員	勤勉 1.05月	勤勉 1.075月 (+0.025月)	勤勉 2.125月 (+0.025月)
再任用職員	期末 0.7月	期末 0.725月 (+0.025月)	期末 1.425月 (+0.025月)
	勤勉 0.5月	勤勉 0.525月 (+0.025月)	勤勉 1.025月 (+0.025月)

#### (2) 令和8年度以降の期末・勤勉手当の年間の総支給割合を6ヶ月期・12ヶ月期に均等に配分

#### (3) 一般職職員及び会計年度任用職員の給料月額の引上げ

#### ■一般職職員の給料月額（例）

	現 行	改正後	改定率	備考
18歳(高卒初任給)	194,500円	206,700円(+12,200円)	6.27%	若年層に重点を置きつつ、その他の職員も前年度を上回る引上げ改定
22歳(大卒初任給)	225,600円	237,600円(+12,000円)	5.31%	
50歳（課長級）	409,800円	421,200円(+11,400円)	2.78%	

#### ■会計年度任用職員における一般事務補助員の給料月額（時給換算）

現 行	改正後	(参考)県最低賃金
1,272円／1時間	1,314円(+42円)／1時間	1,141円／1時間(R7.11.1時点)

#### (4) 通勤手当の見直し

ア 自動車等を使用する職員に対する支給額について、現行の「10km以上 15km未満」から「60km以上」までの距離区分に応じた額を200円から7,100円までの幅で引上げ

イ 自動車等を使用する職員に対する支給額について、66,400円を上限として、規則で定める距離区分（100km以上まで5km刻みの区分）に応じた額に見直し

ウ 1箇月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

### 3 施行期日

上記②(1)、(3)及び(4)アの内容：公布の日(令和7年4月1日又は12月1日に遡及適用)

上記②(2)並びに(4)イ及びウの内容：令和8年4月1日

# 保険税率の見直しと子ども・子育て支援納付金課税額の追加をするための条例改正

## 1 改正の趣旨

令和9年度の県内市町村の保険税水準の準統一及び赤字削減・解消という埼玉県の方針を踏まえながら、国民健康保険事業の円滑かつ安定的な運営を図るため、国民健康保険税の基礎課税額（医療給付費分）の均等割額等を改めるとともに、「地方税法施行令」の一部改正（令和7年3月31日公布・同年4月1日施行）に伴い、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を改めます。

また、「地方税法」の一部改正（令和6年6月12日公布・令和8年4月1日施行）に伴い、子ども・子育て政策の強化の財源を確保するため、国民健康保険税の納税義務者に対する課税額として合算する額に、子ども・子育て支援納付金課税額を追加します。

## 2 主な改正内容

区分	現行	改正後	比較
基礎課税額 (医療給付費分)	所得割率 <u>7.5%</u>	<u>7.98%</u>	+ 0.48 ポイント
	均等割額 <u>40,700円</u>	<u>47,700円</u>	+ 7千円
	限度額 <u>65万円</u>	<u>66万円</u>	+ 1万円
後期高齢者支援金等課税額	所得割率 <u>2.3%</u>	<u>2.86%</u>	+ 0.56 ポイント
	均等割額 <u>10,500円</u>	<u>13,500円</u>	+ 3千円
	限度額 <u>24万円</u>	<u>26万円</u>	+ 2万円
介護納付金課税額	所得割率 <u>2.4%</u>	<u>2.44%</u>	+ 0.04 ポイント
	均等割額 <u>11,000円</u>	<u>11,000円</u>	-
	限度額 <u>17万円</u>	<u>17万円</u>	-
【新設】 子ども・子育て支援納付金課税額	所得割率 -	<u>0.26%</u>	+ 0.26 ポイント
	均等割額(※1) -	<u>1,573円</u>	+ 1,573円
	18歳以上均等割額 -	<u>119円</u>	+ 119円
	限度額 -	<u>政令に定める額と同額(※2)</u>	+ (※2)の額
合計	所得割率 <u>12.2%</u>	<u>13.54%</u>	+ 1.34 ポイント
	均等割額 <u>62,200円</u>	<u>73,892円</u>	+ 11,692円
	限度額 <u>106万円</u>	<u>109万円+(※2)の額</u>	+ 3万円+(※2)の額

※1 子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額については、18歳未満の被保険者の場合、全額減額されます。

## 3 施行期日

令和8年4月1日

第24号議案 加須市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

## 内閣府が定める基準の一部改正に伴う 所要の改正をするための条例改正

### 1 改正の趣旨

内閣府が定めている「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」(以下「基準府令」という。) の一部改正(令和7年11月14日公布・令和8年4月1日施行)に伴い、基準府令に準拠している条例について、基準府令と同様に所要の改正をします。

### 2 主な改正内容

#### (1) 事業所内部の規程の見直し

事業者が定めておかなければならぬ乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程のうち、「利用定員」について次のとおり見直します。

現行	改正後
乳児及び幼児の区分ごとの利用定員	利用定員（総数）

#### (2) 特例保育に係る基準の適用除外

特例保育（※）を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、本条例の設備及び職員の基準に関する規定を適用しないこととします。

※「特例保育」とは、離島など教育保育施設の確保が著しく困難な地域において、やむを得ず行われる保育のことで、本市には特例保育を実施する施設はありません。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

第25号・第26号議案 工事請負契約の締結について

## 加須市立中学校屋内運動場空調設備設置等工事の 契約締結

### 1 背景・目的

教育環境の更なる向上及び防災機能の強化を図るため、全ての市立中学校8校の屋内運動場（柔剣道場等を含む。）へ空調設備を整備するとともに、併せて屋内運動場に併設されたトイレの改修、照明のLED化及び受変電設備の改修を実施します。

市内の南西エリアの4校（昭和中、加須西中、加須東中、騎西中）と北東エリアの4校（大利根中、加須北中、加須平成中、北川辺中）の2工区に分け、指名競争入札を令和8年1月14日に執行し、同月21日に仮契約を締結しました。

この仮契約は、議会の議決により本契約として効力を有することとなります。

### 2 仮契約の概要

No.	工事名	受注者	契約金額（税込）
1	加須市立昭和中学校外3校 屋内運動場空調設備設置等工事	株式会社加藤工業	5億3,702万円
2	加須市立大利根中学校外3校 屋内運動場空調設備設置等工事	株式会社杉本設備	6億1,930万円
合計			11億5,632万円

### 3 工事の概要

- 工区分け (1) 昭和中学校、加須西中学校、加須東中学校、騎西中学校  
(2) 大利根中学校、加須北中学校、加須平成中学校、北川辺中学校
- 工期 令和9年1月29日まで
- 工事内容 (1) 屋内運動場（柔剣道場等を含む。）の空調設備設置工事  
(2) 屋内運動場のトイレ改修工事  
(3) 屋内運動場（アリーナを除く。）の照明器具LED化改修工事  
(4) 受変電設備改修工事

### 4 今後の予定

令和8年												令和9年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
●仮契約												
●議決（本契約）												

工事（空調設備設置からトイレ改修、照明器具LED化改修、受変電設備改修を順次実施）

← →

●空調設備暫定使用開始（予定）



第27号議案 財産の取得について

## 学校給食センターの厨房機器の更新

### 1 背景・目的

加須学校給食センターのコンテナ洗浄機及び騎西学校給食センターの食器洗浄機等の老朽化に伴い、各機器の更新について、令和8年1月15日に指名競争入札を執行し、同月22日に仮契約を締結しました。

この仮契約は、議会の議決により本契約として効力を有することとなります。

### 2 仮契約の概要

件 名	加須市立学校給食センター 廉価競争入札
契 約 金 額 (税込)	8,723万円
受 注 者	日本調理機株式会社 埼玉営業所
納 入 期 限	令和8年8月20日

### 3 取得物品

施設名	取得物品
加須学校給食センター	コンテナ洗浄機1台
騎西学校給食センター	食器洗浄機、食器・トレー自動供給装置、食器・トレー自動整理装置、立体浸漬槽、コンプレッサー各1台

### 4 今後の予定

令和8年							
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
仮契約 ●	議決(本契約) ●		製作			設置	

## 市道の舗装修繕に係る訴えの提起について

### 1 背景・目的

市外の個人が起こした車両事故により市道の舗装が損壊されたため、当該市道の舗装修繕に係る訴えを提起するものです。

### 2 事故の概要

相 手 方	(1) 市外の個人 (2) 市外の法人（相手方(1)の勤務先）
事故発生日時	令和7年6月3日 午前8時20分頃
事故発生場所	加須市上三俣 1615 番地 1 地先（高速道路の側道）
事故の状況	相手方(1)が運転する事業用普通貨物自動車が通行した際、路肩を脱輪し、市道舗装及び当該自動車が損壊した。

### 3 事件の内容及び請求の趣旨

相手方(2)は、路肩の雑草が繁茂して車道と路肩の境界を識別できず、道路の管理に瑕疵があったとして、令和7年10月10日、富士簡易裁判所に、国家賠償法に基づき市を被告として車両の修理代等に係る損害賠償（598,148円+遅延損害金）を請求する訴えを提起しました。

（令和7年11月5日に静岡地方裁判所富士支部に移送。同年12月10日に市が訴状を收受）

市は、当該訴訟に応訴するとともに、当該事故により相手方(1)に損壊された市道舗装の修繕費用の支払を求めるため、次のとおり請求するものです。

- (1) 相手方らに対し損壊された市道舗装の修繕費用として319,000円及びこれに係る遅延損害金の支払を求めるもの
- (2) 相手方らに対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

### 4 その他特記事項

- (1) 第1審又は第2審の判決の結果必要がある場合は、上訴するものとします。
- (2) 訴訟遂行上の過程において必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるとします。

## 藤棚の損壊事故に係る 損害賠償請求事案の和解について

### 1 経過

市外の法人の従業員が起こした車両事故により、藤棚の一部が損壊された部分の原状回復を相手方へ求めてきました。

このたび、相手方との交渉の結果、藤棚の修繕に要する費用に相当する額を支払うことについて、相手方の意思が確認できたため、本事案に関し和解するものです。

### 2 事故の概要

相 手 方	市外の法人
事故発生日時	令和5年4月12日 午前11時50分頃
事故発生場所	加須市下崎 404 番地 1 地内（国道 122 号沿いの歩道上）
事故の状況	旧騎西コミュニティセンター前に設置された市所有の藤棚に、相手方従業員が運転する大型トレーラーが衝突し、当該藤棚が損壊した。現在は、倒壊するおそれがあることから、仮設の藤棚で応急的に対応している。

### 3 和解の内容

藤棚を復旧するため、相手方と交渉し、次の条件で和解します。

- (1) 相手方は、市に対し和解金として 1,180 万円の支払義務のあることを認める。
- (2) 相手方は、市に対し前号の金員を令和 8 年 4 月 30 日までに、市が指定する口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 市及び相手方は、本件に関し本和解条項に定めるほか何ら債権債務のないことを互いに確認する。



## 第2次加須市総合振興計画基本構想の改訂について

### 1 背景・目的

令和3年2月に策定した第2次加須市総合振興計画のうち、前期基本計画の計画期間が令和7年度をもって終了することから、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする後期基本計画の策定を進めてきました。

当該後期基本計画の策定を進める中で、基本理念や将来都市像、まちづくりの基本目標などを定めた基本構想について、策定から5年が経過することに伴う時点修正に加え、社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえた見直しを行う必要が生じたことから、当該基本構想を改訂するものです。

### 2 総合振興計画の構成と計画期間

構成		計画期間 (年度)
基本構想	まちづくりの基本的な考え方を示した基本理念や将来都市像を定め、その実現に向けた基本目標と、基本目標を達成するために取り組む施策の基本方針を明らかにするもの	R3～R12 (10年間)
基本計画	基本構想で定めた将来の目標などを実現するための基本的政策を体系的に整理し、具体的に実施する施策を示すもの	前期：R3～R7 後期：R8～R12 (各5年間)

#### ■総合振興計画の構成イメージ

